

# お知らせ

## 年金の税務上の取り扱いの変更についてのお知らせ

このたび、遺族が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となつた部分については、所得税の課税対象にならないとする最高裁判所の判決がありました。

そこで、このような年金に係る税務上の取り扱いを改めることとしましたので、お知らせします。

これにより、平成17年～平成21年分の各年分について所得税が納め過ぎとなつている人につきましては、その納め過ぎとなつている所得税が還付となります。

お手数をお掛けしますが、必要な手続き（更正の請求または確定申告など）をしていただきますようお願いいたします。

この取扱の変更の対象となる人や所得税の還付の手続きについては、国税庁ホームページをご覧ください。熊本東税務署にお問い合わせください。

※平成17年分について、早い人は平成22年12月末が還付できる期限となりますので、お早めの手続きをお願いします。

※受け取られた年金の受給権が

相続税や贈与税の課税対象となる場合は、実際に相続税や贈与税の納税額が生じなかった人も対象となります。

▼お問い合わせ先

・熊本東税務署

☎ 096・369・5566

・国税庁ホームページ

URL <http://www.nta.go.jp>

## 全国一斉「女性の人權ホットライン」強化週間

法務省人權擁護局および全国人權擁護委員連合会では、夫やパートナーからの暴力やストーカーなどの事案が依然として数多く発生していることから、これらの女性をめぐるさまざまな人權問題の解決を図るための取り組みを強化するため、全国一斉「女性の人權ホットライン」強化週間を実施します。

相談内容についての秘密は、厳守します。お気軽にご相談ください。

▼「女性の人權ホットライン」専用電話番号

☎ 0570・070・810

▼相談日

11月15日（月）～21日（日）

▼相談時間

・平日 午前8時30分～午後7時

・土・日曜日 午前10時～午後

5時

▼相談担当者

人權擁護委員、法務局職員

▼相談内容

夫婦、ドメスティック・バイオレンス、女性差別など女性をめぐるさまざまな人權問題

※熊本地方法務局では、開庁日の午前8時30分～午後5時15分に同じ専用電話番号で、ご相談に応じています。

▼お問い合わせ先

熊本地方法務局

☎ 096・364・2192

## 平成22年度熊本県麻薬覚せい剤乱用防止運動

県および熊本県麻薬乱用対策本部では、平成22年度熊本県麻薬・覚せい剤乱用防止運動を実施します。

麻薬や覚せい剤、大麻、シンナー、違法ドラッグなどの薬物乱用は、乱用者個人の健康上の問題にとどまらず、各種犯罪の誘因となるなど、公共の福祉に計り知れない危害をもたらします。

この運動では、各種イベントなどを通して、麻薬や覚せい剤などの乱用による危害を広く周知して、薬物乱用の根絶を図ります。

▼運動期間

10月1日（金）～平成23年2

Wedding

## 結婚活動支援事業「ふれあい交流会」に参加してみませんか？

～ 甲佐町産業後継者育成対策協議会 ～

### ■第3回「ふれあい交流会」を阿蘇ミルク牧場で開催しました！

第3回「ふれあい交流会」を10月3日（日）西原村の阿蘇ミルク牧場で男性8人・女性8人で開催しました。

ペアを組んで呼吸を合わせてウィンナーづくりやバイキング料理、動物レースなどを楽しんで親ぼくを深めた結果、後半には3組のカップルが誕生。交流会終了後は会場を熊本市に移して、男性の皆さんが企画した懇親会で自主的に交流を続けられました。

女性参加者は「皆さん素敵なので、私は3次会までご一緒しました。連絡先を交換したので、次につなげていきたい」と笑顔で話していました。

### ■第4回「ふれあい交流会」の参加者を募集しています！

●開催日 12月5日（日）

●対象年齢 35歳～49歳

●募集人数 男性10人、女性10人

●参加費 男性4,000円、女性2,000円

●集合時間（場所）

・男性 午前8時15分（町農業研修センター「ろくじ館」駐車場）

・女性 午前9時（交通センター）

●交流コース

阿蘇神社～西蔵殿寺奥ノ院～白川水源巡り

※縁結びで有名なスポットを、ドライブ感覚で巡りながらの交流です。

●申込締め切り 11月10日（水）

### ●参加者会議

11月22日（月）午後7時

町農業研修センター「ろくじ館」

●対象者 12月5日（日）の交流会に参加確定の男性全員

※男性参加者は、交流会前に行う参加者会議にも必ず出席してください。

※会員登録のみの受け付けもしていません。男女問わず、お申し込みをお待ちしています。

### ■お申し込み・お問い合わせ先

甲佐町産業後継者育成対策協議会事務局（町産業振興課内）

・専用電話番号

☎080 - 1705 - 5339（事務局・藤本）

・専用メール

✉kosa.hu-kouryukai@docomo.ne.jp

月28日(月)

▼お問い合わせ先

県健康福祉部業務衛生課

TEL 096・333・2242

**若者の就職支援センター  
「ジョブカフェ」を開設**

県では、4月に若者の総合的就職支援センターとして、「ジョブカフェくまもと」を開設しました。

同センターは、若者の就職率の向上や早期離職の防止を図るとともに、就業支援サービスの地域展開を拡充し、県内全域でマッチング支援などの就職支援を行います。

県上益城地域振興局では、庁舎2階総務振興課前に、「ジョブカフェ・上益城ランチ」を設置しています。

就職に関する相談や求人に関する情報提供などを行っています。皆さん、お気軽にご利用ください。

▼対象者

おおむね35歳未満の人、またはその保護者

▼支援内容

就職に関する相談、職業適性診断、求人に関する情報提供や求人の開拓、出前相談など

▼相談日時

月～金曜日・午前10時～午後5時

▼ご相談・お問い合わせ先

ジョブカフェ・上益城ランチ(県上益城地域振興局2階総務振興課前)

TEL 096・282・1013

**シベリア戦後強制抑留者の皆さんへのお知らせ**

シベリア戦後強制抑留者に対する特別給付金の請求受け付けが、10月25日(月)から始まりました。

独立行政法人平和祈念事業特別基金から請求書類をお送りします。まだ、お手元に届いていない人はお問い合わせください。

▼対象者

戦後強制抑留者で、平成22年6月16日(水)に日本国籍を有するご存命の人

▼請求受付期間

10月25日(月)～平成24年3月31日(土)

▼お問い合わせ先

独立行政法人平和祈念事業特別基金

TEL 0570・059・204

**使用者も労働者も  
必ず最低賃金をチェック!**

熊本県の最低賃金が、11月5日(金)から改正になります。

新しい最低賃金は、時間額643円です。

この最低賃金は、県内すべて

の労働者(臨時・パートタイム労働者・アルバイトなどを含みます)に適用されます。なお、派遣労働者については、派遣先の事業場に適用されている最低賃金が適用になります。

▼お問い合わせ先

熊本労働局労働基準部賃金室  
TEL 096・355・3202

**11月は労働保険適用  
促進強化期間です**

事業主の皆さん、労働保険の加入はお済みでしょうか。

労働保険とは、労災保険と雇用保険を合わせた総称で、政府が管掌する保険制度です。農林水産業の一部を除いて、労働者を1人でも雇用している事業主は、加入手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません。しかし、卸・小売業、飲食店などを中心に、加入手続きがされていない事業場があります。

厚生労働省では、11月を「労働保険適用促進強化期間」と定めて、労働保険の適用促進を図ることとしています。

労働者の皆さんが業務上や通勤途上において負傷したり、病気になるかかったり、あるいは不幸にも死亡されたりする場合には必要な労災保険給付が受けられるように、また、倒産などにより失業した場合の失業給付や、在

職中における育児および介護休業給付などが受けられるよう、速やかに保険の加入手続きをされますようお願いいたします。

▼お問い合わせ先

熊本労働局労働保険徴収室  
TEL 096・211・1702

**平成22年度林業労働  
災害撲滅キャンペーン**

10月1日(金)～11月30日(火)は、平成22年度林業労働災害撲滅キャンペーンです。

このキャンペーンは、森林整備や素材生産に伴う労働災害の撲滅を目的として、平成20年度から実施しています。林業担い手の労働安全の維持や増進を図り、林業労働災害のない明るい職場づくりを目指しましょう。

▼かかり木処理作業での注意点  
過去10年間に発生した531件の死亡災害のうち、99件がかかり木に起因しています。

次の行為は、絶対にしないでください。

- ① かかられている木の伐倒
- ② ほかの立木の投げ倒し
- ③ かかっている木の元玉切り
- ④ かかっている木の肩担ぎ
- ⑤ かかり木の枝切り

▼お問い合わせ先

県上益城地域振興局農林部林務課  
TEL 096・282・0142

**第62回人権週間における特設人権相談所の開設〈12月6日(月)〉について** ～熊本地方務局～

熊本地方務局では、12月4日(土)～10日(金)の「第62回人権週間」の一環として、12月6日(月)に特設人権相談所を開設します。  
人権問題などについて、無料・秘密厳守で相談に応じます。

- 開設日時  
12月6日(月)午前9時～正午
- 開設会場  
町老人憩いの家
- 相談員  
甲佐町人権擁護委員

- 相談料  
無料
- お問い合わせ先  
熊本地方務局  
TEL 096-364-2145